



9月行事予定

1	火	身体障害者専門相談(地域生活支援センタースマイル)13:00~17:00
2	水	心配ごと相談(邑久町総合福祉センター)9:00~12:00
3	木	知的障害者専門相談(地域生活支援センタースマイル)13:00~17:00
4	金	
5	土	思春期こころの健康相談(地域生活支援センタースマイル)10:00~15:00 セーリング体験教室④(牛窓ヨットハーバー)9:00~ 体協 バレーボールリーグ戦【後期、8週間】(邑久B&G海洋センター体育館)19:30~
6	日	体協 バドミントン大会(邑久中学校体育館)9:00~ スポ少 市長杯ソフトボール大会(長船スポーツ公園多目的広場)8:30~ スポ少 市長杯バレーボール大会(邑久B&G海洋センター体育館)9:00~
7	月	
8	火	育児相談(ゆめトピア長船)9:30~11:00 身体障害者専門相談(地域生活支援センタースマイル)13:00~17:00
9	水	心配ごと相談(ゆめトピア長船)9:00~12:00
10	木	知的障害者専門相談(地域生活支援センタースマイル)13:00~17:00 法律相談(ゆめトピア長船)10:00~15:00
11	金	精神保健福祉相談(ゆめトピア長船)13:30~15:00
12	土	思春期こころの健康相談(地域生活支援センタースマイル)10:00~15:00 体協 秋季ベタンク大会(牛窓出島公園)9:00~
13	日	体協 歩こう会(足王神社コース)8時29分邑久駅発赤穂線
14	月	こころの健康相談(ゆめトピア長船)13:30~15:00
15	火	身体障害者専門相談(地域生活支援センタースマイル)13:00~17:00
16	水	心配ごと相談(邑久町総合福祉センター)9:00~12:00 住宅増改築相談(瀬戸内市役所)9:00~15:00
17	木	行政・なやみごと相談(瀬戸内市役所)10:00~12:00 消費生活相談(瀬戸内市役所)9:00~12:00 知的障害者専門相談(地域生活支援センタースマイル)13:00~17:00
18	金	乳幼児こころの健康相談(ゆめトピア長船)14:00~15:00
19	土	思春期こころの健康相談(地域生活支援センタースマイル)10:00~15:00
20	日	
21	月	敬老の日 B&G親と子のふれあいキャンプ(1泊2日)(長船美しい森)9:00~
22	火	国民の休日
23	水	秋分の日 スポ少 市長杯軟式野球大会(邑久スポーツ公園野球場)8:30~
24	木	
25	金	行政・なやみごと相談(ゆめトピア長船)10:00~12:00 精神保健福祉相談(ゆめトピア長船)13:30~15:00
26	土	セーリング体験教室⑤(牛窓ヨットハーバー)9:00~ 体協 少年少女ヨットレース(牛窓ヨットハーバー)9:00~
27	日	体協 ソフトテニス大会(邑久スポーツ公園テニスコート)9:00~
28	月	こころの健康相談(ゆめトピア長船)13:30~15:00
29	火	育児相談(ゆめトピア長船)9:30~11:00
30	水	行政・なやみごと相談(牛窓町公民館)10:00~12:00

牛窓町土地改良区 総代選挙が行われます



任期満了に伴う牛窓町土地改良区総代選挙が、次の日程で行われます。

▽選挙期日の告示
10月13日(火)

▽立候補受付日
10月13日(火)・14日(水)

▽立候補受付場所
市牛窓支所

投票日時
10月20日(火)
午前9時~午後3時

問い合わせ先
牛窓町土地改良区事務局
☎0869-34-3431

市選挙管理委員会事務局
☎0869-22-0792

表紙説明

7月18・19日に邑久町下笠加の畑で農事組合法人「ネオ・アシスタント淳風」による夏恒例のとうもろこし大収穫祭が開催されました。当初雨が少なかったため、草丈は低いもの子どもたちにとってはジャングル。宝探しをしました。

人の動き

《平成21年8月1日現在》

人口 39,511人(-34)
男 18,837人(-10)
女 20,674人(-24)
世帯 14,313戸(-4)

国民年金保険料の免除が承認された人へ

▶平成21年4月からの国庫負担割合が改定されました!

国民年金の給付は、これまで3分の1が国庫負担(税金)で賄われていましたが、今回国庫負担割合が2分の1に引き上げられました。平成21年4月以後の月分の年金から適用されます。

(被保険者負担分)	1/2	(国庫負担分)	(従来)	(21年4月以降)
全額免除	増額分	従来の国庫負担	1/3	▶ 1/2が年金額に反映
3/4免除	1/4納付 増額分	従来の国庫負担	1/2	▶ 5/8が年金額に反映
半額免除	半額納付 増額分	従来の国庫負担	2/3	▶ 6/8が年金額に反映
1/4免除	3/4納付 増額分	従来の国庫負担	5/6	▶ 7/8が年金額に反映

国庫負担2分の1への引き上げにより、平成21年4月以降の免除期間についての老齢基礎年金及び寡婦年金の計算方法が変わります。

(例) 全額免除期間を有する方の老齢基礎年金の計算
平成21年3月以前の全額免除期間…3分の1が年金額に反映
平成21年4月以降の全額免除期間…2分の1が年金額に反映

▶残りの一部保険料を納めないと未納期間になります!

国民年金保険料の一部免除(1/4免除、半額免除、3/4免除)が承認された人へは、後日残りの4分の3、半額、4分の1の保険料額の納付書が送付されますので、忘れずに必ず納付してください。

この一部保険料を納めない場合は未納期間となり、老後に受け取る年金(老齢基礎年金)や、障害や死亡に対する年金(障害基礎年金・遺族基礎年金)を受け取ることができない場合がありますのでご注意ください。

《ご注意ください!》

- ☆一部納付期間(一部免除期間)や全額免除期間は、年金受給に必要な期間(25年)に算入されますが、老齢基礎年金の額を計算する場合、定額納付された分と比べて、少ない金額で計算されます。
- ☆年金の減額を防ぐには、10年以内に追納(免除された部分の保険料をあとから納付すること)すれば大丈夫です。
- ☆追納する場合、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされますが、2年以内に追納すれば加算されません。



■問い合わせ先

市市民課 ☎0869-22-1790

岡山東社会保険事務所国民年金業務課 ☎086-270-7928